

1. 件名：原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(4-4)

2. 日時：令和2年12月16日(水) 9:00~12:00、13:00~18:00

3. 場所：原子燃料工業(株)熊取事業所

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

永井主任安全審査官、武田安全審査専門職

熊取原子力規制事務所

内海原子力運転検査官

原子燃料工業(株)熊取事業所

塩田 執行役員 所長 他12名

5. 要旨

原子燃料工業(株)から、令和2年10月29日付けで補正申請のあった熊取事業所の加工施設の設計及び工事の計画の認可申請書※(以下、「申請書」という。)に係る審査に関連して、現地確認を行った。

(1) 現場において確認した主な事項

〔第2加工棟〕

- ・ 外壁及び外部扉の改造箇所、コンクリート充填扉新設箇所
- ・ 防護壁、防護柵新設箇所
- ・ 管理区域境界及び設備・機器の閉じ込め機能
- ・ 火災区域及び火災源、溢水防護区画及び溢水源、溢水流出入経路
- ・ 臨界隔離壁、遮蔽壁の設置状況
- ・ 警報設備(火災感知器の配置)
- ・ 緊急設備(避難通路、避難用照明の設置状況) 等

〔第5廃棄物貯蔵棟〕

- ・ 建設場所

〔放射線管理施設〕

- ・ モニタリングポスト及び放射線監視盤の設置場所

〔その他〕

- ・ 非常用発電機の設置状況

(2) 現場確認を踏まえて、原子力規制庁から、改めて以下の点について説明することを求めた。

- 申請対象である建物・構築物及び設備・機器の部材寸法、材料等の仕様及び図面等への記載漏れが散見されるので、申請書に必要な情報を記載すること。
- 第2加工棟の第1種管理区域と第2種管理区域の境界壁について
  - ・火災発生時に第1種管理区域の閉じ込め機能を維持するための、火災防護区画について説明すること。
  - ・燃料棒搬送設備 No. 9 の火災区域境界の開口部に、防火戸又は防火シャッター等の設置によって当該区域が他区域と分離されていることを説明すること。
  - ・溢水による損傷防止の観点から、水の流出入防止機能を有していることを説明すること。
- 第2-3領域の境界壁について開口部があるのであれば申請書の図面に寸法を明示すること。また、当該開口部が臨界評価に影響しないことを説明すること。
- 燃料棒解体装置のフードボックスの局所廃棄設備については、ウラン粉末の飛散防止のために設置しているのであれば、安全機能を有する施設として申請すること。
- 脱ガス設備脱ガス装置の設計に関して、その他の構成機器に記載した過加熱防止装置の安全機能上の位置付けを説明すること。また、図示されていない真空加熱炉チャンバの水冷壁について安全機能上の位置付けを説明すること。
- 他の設備と設計上の取り合いがある場合、設計上の不整合が生じていないことを説明すること。
- 上記の指摘については、後日書面で回答するよう伝えた。

(3) 事業者から、以下のとおり回答があった。

- ・本申請の対象となる建物・構築物及び設備・機器の部材寸法、材料等の仕様等については、申請書に必要な情報を記載する。
- ・他の設備と設計上の取り合いがある場合、設計上の不整合が生じていないことを説明する。
- ・その他の指摘事項については、整理して後日書面で提出するとともに、説明内容が明確になるよう、申請書の記載内容を検討する。

## 6. その他

※「核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画についての認可申請書の一部補正について（令和2年10月29日）」

### 提出資料

資料1：新規制基準適合性審査（4次設工認）に係る現地確認